

●ペイフレックス特約新旧対照表（傍線部分は改正部分。）

改定前	改定後
第4条（ペイフレックス利用可能枠）	第4条（ペイフレックス利用可能枠）
<p>3. ペイフレックス利用可能枠は、基本カード会員および家族カード会員の<u>リボルビング払いおよび分割払い</u>を合わせたペイフレックス利用代金合計の未決済残高について適用され、会員は、ペイフレックス利用可能枠を超えない範囲内でリボルビング払いおよび分割払いを利用できるものとします。なお、ペイフレックス利用可能枠超過の判断は、当社のシステム上で行うものとし、ペイフレックス利用代金の支払があった場合でも、金融機関からの情報が当社のシステムに反映されるまでの間は、未決済と取り扱われることがあります。</p>	<p>3. ペイフレックス利用可能枠は、基本カード会員および家族カード会員の<u>リボルビング払い利用代金等および分割払い利用代金等</u>を合わせたペイフレックス利用代金合計の未決済残高について適用され、会員は、ペイフレックス利用可能枠を超えない範囲内でリボルビング払いおよび分割払いを利用できるものとします。なお、ペイフレックス利用可能枠超過の判断は、当社のシステム上で行うものとし、ペイフレックス利用代金の支払があった場合でも、金融機関からの情報が当社のシステムに反映されるまでの間は、未決済と取り扱われることがあります。</p>
<p>5. 毎月の締切日において、リボルビング払いおよび分割払いの<u>ご利用代金</u>の未決済合計額がペイフレックス利用可能枠を超過した場合、次条から第7条までの規定にかかわらず、会員は、その超える金額を、当社からの請求に基づき、次条の弁済金および第7条の分割支払金と合わせて、一括払いにより支払っていただくものとします。</p>	<p>5. 每月の締切日において、リボルビング払いおよび分割払いの<u>ご利用代金等</u>の未決済合計額がペイフレックス利用可能枠を超過した場合、次条から第7条までの規定にかかわらず、会員は、その超える金額を、当社からの請求に基づき、次条の弁済金および第7条の分割支払金と合わせて、一括払いにより支払っていただくものとします。</p>
第5条（リボルビング払い利用代金等の支払）	第5条（リボルビング払い利用代金等の支払）
<p>1. <u>リボルビング払い利用代金等</u>とは、ペイフレックスの適用に基づきリボルビング払いとして扱われる<u>カード利用代金等</u>をいいます。基本カード会員は、毎月の締切日における<u>リボルビング払いのご利用代金</u>の未決済残高に応じて、<u>次条に定める手数料とご利用代金</u>に対する弁済の合計額として、別表1. リボルビング払い(1)の弁済額表の中から当社があらかじめ指定し、基本カード会員に対して通知した方法に基づく弁済金(ただし、締切日の残高と手数料との合計額が弁済金に満たない時はその合計額)を支払うものとします。</p>	<p>1. <u>リボルビング払い利用代金</u>とは、ペイフレックスの適用に基づきリボルビング払いとして扱われる<u>利用代金をいい、次条に定める手数料を含む場合はリボルビング払い利用代金等</u>といいます。基本カード会員は、毎月の締切日における<u>リボルビング払い利用代金等</u>の未決済残高に応じて、<u>手数料と利用代金</u>に対する弁済の合計額として、別表1. リボルビング払い(1)の弁済額表の中から当社があらかじめ指定し、基本カード会員に対して通知した方法に基づく弁済金(ただし、締切日の残高と手数料との合計額が弁済金に満たない時はその合計額)を支払うものとします。</p>
<p>3. 基本カード会員は、<u>本条の金額</u>を、会員規約第13条に従い、その他のカード利用代金等とあわせて支払うものとします。</p>	<p>3. 基本カード会員は、<u>リボルビング払い利用代金等</u>を、会員規約第13条に従い、その他のカード利用代金等とあわせて支払うものとします。</p>
第6条（リボルビング払いに係る手数料）	第6条（リボルビング払いに係る手数料）
<p>1. <u>リボルビング払いの利用代金</u>については、各明細書作成</p>	<p>1. <u>リボルビング払い利用代金</u>については、各明細書作成</p>

<p>成対象期間（前月の明細書作成対象日の翌日から当月の明細書作成日までの期間）の各日の未決済残高に対して当社が別途定める基本カード会員に通知する手数料率（実質年率）による手数料を年 365 日（うるう年の場合は 366 日）の日割計算でお支払いいただきます。ただし、各々の利用につき利用日から起算して最初に到来する明細書作成日までの期間については、手数料計算の対象となりません。</p>	<p>対象期間（前月の明細書作成対象日の翌日から当月の明細書作成日までの期間）の各日の未決済残高に対して当社が別途定める基本カード会員に通知する手数料率（実質年率）による手数料を年 365 日（うるう年の場合は 366 日）の日割計算でお支払いいただきます。ただし、各々の利用につき利用日から起算して最初に到来する明細書作成日までの期間については、手数料計算の対象となりません。</p>																														
<p>3. 当社は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、隨時会員に通知することによって、第 1 項に規定する手数料率を変更することができるものとします。変更後の手数料率は、別段の定めがない限り、変更日における<u>リボルビング払いのご利用代金の未決済残高および以降の未決済残高</u>に対し適用されるものとします。</p>	<p>3. 当社は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、隨時会員に通知することによって、第 1 項に規定する手数料率を変更することができるものとします。変更後の手数料率は、別段の定めがない限り、変更日における<u>リボルビング払いのご利用代金の未決済残高および以降の未決済残高</u>に対し適用されるものとします。</p>																														
<p>第 7 条（分割払い利用代金等の支払および手数料）</p> <p>1. <u>分割払い利用代金等</u>とは、ペイフレックスの適用に基づき分割払いとして扱われる<u>カード利用代金等</u>をいいます。分割払いを利用した場合の当該利用についての支払総額は、分割払いのご利用代金に別表 2. 分割払い (1) による分割払手数料を加算した金額となります。また、各回の分割支払金は、支払総額を支払回数で除した金額（1 円単位の端数は最終回算入）となります。分割払いの支払回数、手数料率（実質年率）、計算方法は、別表 2. 分割払い (1) のとおりとします。ただし、金融情勢の変化その他相当の事由があるときは、当社は、あらかじめ会員に通知することによって、当該手数料率を変更できるものとします。</p> <p>3. 基本カード会員は、<u>本条の金額</u>を、会員規約第 13 条に従い、その他のカード利用代金等とあわせて支払うものとします。</p>	<p>第 7 条（分割払い利用代金等の支払および手数料）</p> <p>1. <u>分割払い利用代金</u>とは、ペイフレックスの適用に基づき分割払いとして扱われる<u>利用代金</u>をいい、<u>分割手数料</u>を含む場合は<u>分割払い利用代金等</u>といいます。分割払いを利用した場合の当該利用についての支払総額は、分割払いのご利用代金に別表 2. 分割払い (1) による分割払手数料を加算した金額となります。また、各回の分割支払金は、支払総額を支払回数で除した金額（1 円単位の端数は最終回算入）となります。分割払いの支払回数、手数料率（実質年率）、計算方法は、別表 2. 分割払い (1) のとおりとします。ただし、金融情勢の変化その他相当の事由があるときは、当社は、あらかじめ会員に通知することによって、当該手数料率を変更できるものとします。</p> <p>3. 基本カード会員は、<u>分割払い利用代金等</u>を、会員規約第 13 条に従い、その他のカード利用代金等とあわせて支払うものとします。</p>																														
<p><別表></p> <p>1. リボルビング払い</p> <p>(1) リボルビング払いにおける残高スライド弁済額表</p> <table border="1" data-bbox="76 1808 781 2144"> <thead> <tr> <th data-bbox="76 1808 520 1949">毎月の締切日におけるリボルビング払いのご利用代金の未決済残高（円）</th><th data-bbox="520 1808 781 1949" style="text-align: center;">① 弁済金 (円)</th><th data-bbox="520 1808 781 1949" style="text-align: center;">② 弁済金 (円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="76 1949 520 1994">100,000 以下</td><td data-bbox="520 1949 781 1994">3,000</td><td data-bbox="520 1949 781 1994">7,000</td></tr> <tr> <td data-bbox="76 1994 520 2039">100,001 以上、200,000 以下</td><td data-bbox="520 1994 781 2039">6,000</td><td data-bbox="520 1994 781 2039">14,000</td></tr> <tr> <td data-bbox="76 2039 520 2084">200,001 以上、300,000 以下</td><td data-bbox="520 2039 781 2084">9,000</td><td data-bbox="520 2039 781 2084">21,000</td></tr> <tr> <td data-bbox="76 2084 520 2144">以降 1,500,000 円までは同様に</td><td data-bbox="520 2084 781 2144">3,000</td><td data-bbox="520 2084 781 2144">7,000 円</td></tr> </tbody> </table>	毎月の締切日におけるリボルビング払いのご利用代金の未決済残高（円）	① 弁済金 (円)	② 弁済金 (円)	100,000 以下	3,000	7,000	100,001 以上、200,000 以下	6,000	14,000	200,001 以上、300,000 以下	9,000	21,000	以降 1,500,000 円までは同様に	3,000	7,000 円	<p><別表></p> <p>1. リボルビング払い</p> <p>(1) リボルビング払いにおける残高スライド弁済額表</p> <table border="1" data-bbox="813 1808 1518 2144"> <thead> <tr> <th data-bbox="813 1808 1225 1949">毎月の締切日におけるリボルビング払い利用代金等の未決済残高（円）</th><th data-bbox="1225 1808 1518 1949" style="text-align: center;">① 弁済金 (円)</th><th data-bbox="1225 1808 1518 1949" style="text-align: center;">② 弁済金 (円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="813 1949 1225 1994">100,000 以下</td><td data-bbox="1225 1949 1518 1994">3,000</td><td data-bbox="1225 1949 1518 1994">7,000</td></tr> <tr> <td data-bbox="813 1994 1225 2039">100,001 以上、200,000 以下</td><td data-bbox="1225 1994 1518 2039">6,000</td><td data-bbox="1225 1994 1518 2039">14,000</td></tr> <tr> <td data-bbox="813 2039 1225 2084">200,001 以上、300,000 以下</td><td data-bbox="1225 2039 1518 2084">9,000</td><td data-bbox="1225 2039 1518 2084">21,000</td></tr> <tr> <td data-bbox="813 2084 1225 2144">300,001 以上、400,000 以下</td><td data-bbox="1225 2084 1518 2144">12,000</td><td data-bbox="1225 2084 1518 2144">28,000</td></tr> </tbody> </table>	毎月の締切日におけるリボルビング払い利用代金等の未決済残高（円）	① 弁済金 (円)	② 弁済金 (円)	100,000 以下	3,000	7,000	100,001 以上、200,000 以下	6,000	14,000	200,001 以上、300,000 以下	9,000	21,000	300,001 以上、400,000 以下	12,000	28,000
毎月の締切日におけるリボルビング払いのご利用代金の未決済残高（円）	① 弁済金 (円)	② 弁済金 (円)																													
100,000 以下	3,000	7,000																													
100,001 以上、200,000 以下	6,000	14,000																													
200,001 以上、300,000 以下	9,000	21,000																													
以降 1,500,000 円までは同様に	3,000	7,000 円																													
毎月の締切日におけるリボルビング払い利用代金等の未決済残高（円）	① 弁済金 (円)	② 弁済金 (円)																													
100,000 以下	3,000	7,000																													
100,001 以上、200,000 以下	6,000	14,000																													
200,001 以上、300,000 以下	9,000	21,000																													
300,001 以上、400,000 以下	12,000	28,000																													

残高 10 万円迄増加ごとに	円加算	加算
1,500,001 以上、1,800,000 以下	60,000	135,000
1,800,001 以上、2,100,000 以下	75,000	165,000
2,100,001 以上、2,400,000 以下	90,000	195,000
2,400,001 以上、2,700,000 以下	105,000	225,000
2,700,001 以上、3,000,000 以下	120,000	255,000

*②については新規の提供を中止しています。

*弁済金は、ご利用代金と手数料に対する弁済の合算額です。

400,001 以上、500,000 以下	15,000	35,000
500,001 以上、600,000 以下	18,000	42,000
600,001 以上、700,000 以下	21,000	49,000
700,001 以上、800,000 以下	24,000	56,000
800,001 以上、900,000 以下	27,000	63,000
900,001 以上、1,000,000 以下	30,000	70,000
1,000,001 以上、1,100,000 以下	33,000	77,000
1,100,001 以上、1,200,000 以下	36,000	84,000
1,200,001 以上、1,300,000 以下	39,000	91,000
1,300,001 以上、1,400,000 以下	42,000	98,000
1,400,001 以上、1,500,000 以下	45,000	105,000
1,500,001 以上、1,800,000 以下	60,000	135,000
1,800,001 以上、2,100,000 以下	75,000	165,000
2,100,001 以上、2,400,000 以下	90,000	195,000
以降同様に残高 30 万円増加ごとに 円加算	15,000 円加算	30,000 円加算

*②については新規の提供を中止しています。

*弁済金は、利用代金と手数料に対する弁済の合算額です。

(2) リボルビング払いのご利用代金およびこれに対する手数料、弁済金の具体的算定例は次のとおりです。

手数料率を 14.9%、会員規約第 13 条第 3 項の支払期日を毎月 10 日、利用残高 100,000 円に対応する弁済金を 3,000 円、会員規約第 13 条第 2 項の毎月の締め日を各月 20 日とします。また、A 月 20 日のリボルビング払いのご利用代金の未決済残高を 100,000 円とし、A 月 21 日から翌 B 月 20 日までの間には、新たなカード利用はなかったものとします。なお、この間 B 月 10 日に弁済金 3,000 円 (A 月 20 日までの手数料を 449 円とし、弁済金にはこれが含まれています) が決済されたとします。

(2) リボルビング払い利用代金およびこれに対する手数料、弁済金の具体的算定例は次のとおりです。

手数料率を 14.9%、会員規約第 13 条第 3 項の支払期日を毎月 10 日、リボルビング利用代金等の未決済残高 80,000 円 (100,000 円以下)に対応する弁済金を 3,000 円、会員規約第 13 条第 2 項の毎月の締め日を各月 20 日とします。また、A 月 20 日のリボルビング払い利用代金の未決済残高を 80,000 円、A 月 20 日までの未決済手数料を 359 円と仮定し、A 月 21 日から翌 B 月 20 日までの間には、新たなカード利用はなかったものとします。なお、この間 B 月 10 日に弁済金 3,000 円 (手数料 359 円が含まれています) が決済されたと仮定します。

<p>A月21日からB月20日までの各日の残高、その間の手数料、次回請求される弁済金（B月の翌月10日が支払期日のもの）は、次のようにになります。</p> <p><u>ご利用代金の未決済残高</u></p> <p>A月21日からB月9日までの19日間 :100,000円 B月10日からB月20日までの11日間 :97,449円 (100,000円+449円-3,000円)</p> <p>手数料(100,000円×14.9%×19日÷365日)+(97,449円×14.9%×11日÷365日)=1,213円 弁済金 3,000円 ご利用代金の未決済残高への充当分 3,000円-1,213円=1,787円</p>	<p>A月21日からB月20日までの各日の残高、その間の手数料、次回請求される弁済金（B月の翌月10日が支払期日のもの）は、次のようにになります。</p> <p><u>リボルビング払い利用代金の未決済残高</u></p> <p>A月21日からB月9日までの19日間 :80,000円 B月10日からB月20日までの11日間 :77,359円 = 80,000円-(3,000円-359円) B月20日時点での手数料 (80,000円×14.9%×19日÷365日)+(77,359円×14.9%×11日÷365日)=967円 C月10日の弁済金 3,000円 うち、リボルビング払い利用代金の未決済残高への充当分 3,000円-967円=2,033円</p>
<p>2. 分割払い</p> <p>(2) 分割払いのお支払例</p> <p><u>利用代金</u> 120,000円、6回払いの場合 (2024年2月20日改定)</p>	<p>2. 分割払い</p> <p>(2) 分割払いのお支払例</p> <p><u>分割払い利用代金</u> 120,000円、6回払いの場合 (2025年6月19日改定)</p>